

令和6年度 第4回 松阪市入札等監視委員会 議事録

開催日時	令和7年1月28日(火) 午後3時00分～午後4時15分
開催場所	入札室
出席者	委員長 楠井 嘉行 (三重大学学長顧問/弁護士/博士(医学)) 委員 伊藤 久美子 (三重県私学協会専務理事/博士(法学)) 委員 横山 賢 (前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士) 委員 鏡 大介 (税理士)
事務局	契約・検査担当参事 野邊 検査指導係長 稲森 契約監理課長 池内 契約担当主幹 長崎 調達担当主幹 内田 契約係主任 杉 検査指導担当主幹 茨木
議題	<b>議題1</b> 入札及び契約の状況報告(令和6年10月から12月分) ・工事の発注状況について <b>議題2</b> 抽出事案の審議(横山委員) <b>議題3</b> 随意契約に係る意見聴取について

委員	事務局
<b>●入札及び契約の状況報告</b>	
<p>・入札及び契約の状況報告として、今期10月から12月までの工事発注状況について事務局より説明されたい。</p>	<p>・工事の発注状況について 第3四半期の入札件数は、総計108件。内訳として工事が94件、委託が17件、入札不調は1件、中止は5件。契約金額は、総計24億844万7,800円で、そのうち工事が23億3,333万6,000円、委託が7,506万1,800円。平均落札率は、全体で88.95%、工事89.80%、委託79.03%。平均参加者数は、全体で12.2社、工事12.6社、委託7.1社。</p> <p>・指名停止措置の運用状況について この四半期における指名停止は4件。 ① 三井住友海上火災保険株式会社 三重支</p>

	<p>店三重支社</p> <p>公正取引委員会は、損害保険会社が、他の損害保険会社と共同して、見積り合わせや入札において各社が提示する保険料等に関して情報交換を行い調整していたことを受け、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、同法の規定に基づき違反事業者を公表し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことを令和6年10月31日に発表した。これにより、令和6年12月5日～令和7年1月4日の1ヶ月間の指名停止の措置を行った。</p> <p>② 損害保険ジャパン株式会社 三重支店松阪支社</p> <p>③ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三重支店</p> <p>④ 東京海上日動火災保険株式会社 三重支店</p> <p>についても同様の内容で令和6年12月5日～令和7年1月4日の1ヶ月間の指名停止の措置を行った。</p>
<p>●抽出事案の審議（横山委員抽出）</p>	
<p>この四半期における高落札率の案件、入札参加者が少数となった案件などについて確認したい。事務局に説明をお願いしたい。</p>	<p>抽出事案を説明させていただく。</p> <p>まず、土木一式工事。今期は43件。最低制限価格と同額となり「電子くじ」にて落札者を決定した案件が38件。入札参加者数も概ね10社以上あり競争性は働いたものとする。</p> <p>そのなかでもまず、「松阪市公共下水道事業 松阪第1処理分区1-22号外汚水、375-18号外雨水管渠工事」は「総合評価落札方式」で発注を行った。令和5年度の意見具申により、「女性又は若手技術者の配置」や、「男女共同参画活動実績」「障がい者雇用実績」「若者の採用・育成実績」「建設キャリアアップシステムの導入」といった社会貢献度の評価項目を新設する</p>

	<p>等、「技術評価点項目」見直しを行った。</p> <p>その結果、8 者が入札に参加し、結果的に、技術評価点が1 番高い業者が 86.2%で落札した。</p> <p>「波留線道路修繕工事」、「田夏明中央線道路修繕工事」、「粥見中央線道路修繕工事」、「林道波留相津線コンクリート路面工事」、「杉又線道路修繕工事」は発注基準 土木一式で設計金額 1,500 万円未満で飯南・飯高管内の地域指定型となっており、入札参加者少数の傾向があり、結果として落札率が高くなった。</p> <p>「土木一式工事」の発注基準で設計金額が1 億5 千万円から3 億円未満は市内・準市内業者で総合点数 870 点以上、3 億円以上は市内・準市内業者で総合点数 900 点以上となっており、</p> <p>「松阪市公共下水道事業桜町排水区桜町 1 号雨水幹線管渠工事」設計額 2 億 1,213 万 2,800 円で参加 14 者のうち市内業者が 13 者、「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区 1-22 号外汚水、375-18 号外雨水管渠工事」設計額 4 億 5,073 万 2,700 円は参加 8 者のうち市内業者が 7 者、「ウッドピア松阪北地区産業用地整備に伴う造成工事」設計額 4 億 8716 万 1400 円は参加 8 者のうち市内業者が 7 者であった。</p> <p>次に建築一式工事。今期は 6 件。これまで同様に、建築一式工事は参加業者自体が少ない。最低制限価格付近での応札で競争性は働いているものとする。</p> <p>そのなかで、「本庁舎本館裏玄関庇設置工事」は 4 社の参加業者があつたが、2 社が辞退し、結果として落札率が高くなった。推測ではあるが、既製品をそのまま施工すること、また、予定価格が比較的良かったことも影響したものとして考える。</p> <p>舗装工事は今期 25 件。全案件が最低制限価格と同額となった業者が複数あり「電子くじ」にて決定。10 社以上の参加があり、競争性は働いたと考える。</p>
--	---

<p>・それでは、私からの抽出案件として何点が注目しましたので確認していきたい。</p> <p>「総合評価落札方式」で発注を行った「松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区1-22号外污水、375-18号外雨水管渠工事」で3社の入札金額が失格基準価格未満により失格となっているが、この入札金額の算出根拠について。</p>	<p>電気工事、水道本管工事、交通安全施設等工事、防水工事、除草等業務委託は206を除き、全て最低制限価格と同額の応札で、「電子くじ」にて落札者を決定。公告番号206「東黒部小学校校舎屋上防水他改修工事」も最低制限価格付近での応札で競争性は働いているものと考ええる。</p> <p>樹木剪定等・植栽は今期3件。生き物である植物の管理で特殊業務となることから技術者資格（主任技術者（1級技能検定造園合格者が直接作業を行うこと））を参加要件としている。最低制限価格付近にあることから、現在のところ問題ないを考える。</p> <p>次に測量、建設コンサルタント関係の報告。</p> <p>地質調査は2件。最低制限価格と同額の応札額が複数あり「電子くじ」にて落札者を決定。</p> <p>建築設計は1件。最低制限価格と同額の応札額にて落札者を決定。</p> <p>続いて、建設コンサルタント（下水道、上水道、河川砂防、鋼構造）については、5件全て最低制限価格と同額での応札となり「電子くじ」で落札者を決定。</p> <p>次に入札中止。今期は5件。業者質問によるものが4件、担当職員によるものが1件。入札不調は1件。</p> <p>入札時、発注課にこの入札金額になる根拠について照会したが不明とのことであった。再度、契約監理課にて検証を行ったところ、松阪市低入札価格調査試行要領に定める別表2低入札価格調査に係る積算内訳書審査基準に掲げている設計内訳書に掲げる価格に乗じる率を各費目に掛けた金額の計と一致した。</p>
--	---

<p>「総合雨水対策10か年戦略事業準用河川甚太川河川改修工事」が2回中止となった理由は。</p>	<p>今回の工事には橋の工場制作が含まれており、当該工事の実務経験者が少なく確認不足となり、2回の中止となった。</p>
---	--

●随意契約締結に係る意見聴取について

<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。</p> <p>.....</p>	<p>① 松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託</p> <p>本業務は、安定した収益の確保及び維持が求められるだけでなく、時代のニーズにあった施設整備計画の策定と実施、中長期的な視野を持った業務運営が必要である。</p> <p>これを達成するためには、事業者の過去実績や豊富な経営ノウハウによる競輪事業の提案、また、競輪事業運営以外において地域社会にも貢献できるような施設設計による提案など高い企画提案をもつ受託者が求められるため、松阪競輪包括業務及び施設整備業務委託プロポーザル審査委員会にて公募型プロポーザルを実施し、厳選かつ慎重な審査を行い（株）JPFが選定された。このことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。</p> <p>.....</p>
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>② 発地型エリアキャンペーン事業業務委託</p> <p>松阪市と国分グループ本社株式会社と国分中部株式会社は、地域資源や地域の魅力を生かし、地域の活性化や持続的な発展に資する取り組みを行うことを目的に、令和4年10月12日にて包括連携に関する協定を締結した。この連携協定に基づき、第1回の「みえ松阪マラソン」から継続して、出展の協力や情報発信でのタレントを活用した連携・協力、健康アプリのテスト導入など、松阪市と連携して事業に取り組んできた実績がある。また、国分中部株式会社は、食品総合卸業として、関西圏はもとより、全国でもトップクラスの売上高を誇り、食という松阪市の観光資源をPRするために必要不可欠な、百貨店業界との強力なビジネスネ</p>

<p>.....</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当</p>	<p>ットワークを有している。なお、大阪・関西万博の開催を控える関西圏の百貨店業界はコロナ前を上回るインバウンド需要となっており、関西圏での事業展開は、松阪市へのインバウンド誘客にも資するものである。さらに、食品卸業として食品商材を小売事業者を紹介する商材展示会などを全国で毎月の様に開催しており、食に関する展示や紹介における効果的な手法について豊富な経験を有している。</p> <p>これらのことから、松阪市が求める関西圏トップクラスの百貨店での松阪市の食に特化した展示会を開催するためには、出展商品の調整や出展者の取りまとめ、展示会での対応など、各事業者とネットワークを有し、展示・販売能力を有する国分中部株式会社以外に実現できない業務である。このため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>③ 生活保護等レセプト管理クラウドサービスの提供</p> <p>生活保護の医療扶助の実施にあたり、医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）内容の効率的かつ効果的な点検と、各種データ分析により医療扶助の適正な執行を図ることを目的に、レセプト管理システムが平成23年5月に全国一斉導入した。</p> <p>現在も緊急的なシステムの保守に対応する技術支援を行い、かつ連携が不可欠な生活保護システムの保守等もおこない現行の運用を熟知している株式会社松阪電子計算センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>④ 令和6年度松阪市森林整備事業業務委託（その2）</p> <p>「本業務は、森林の持つ公益的機能の発揮を</p>
--	--

性は十分検討されたい。

.....

**委員会としての意見**

・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。

.....

**委員会としての意見**

・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。

促すことを目的に、市と森林所有者及び認定林業事業体の3者による「松阪市森林整備事業に関する協定」を締結し、所有者に代わり市が対象森林の森林整備（間伐）を実施する事業である。

このことから、本業務については、3者協定に基づく間伐であること、また実施にあたっては、施行区域の所有者から同意を得ている認定林業事業体（叶林業合名会社）でなければ業務の遂行はできないことから、叶林業合名会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結した。

.....

⑤令和6年度 里山の森林安全安心対策事業業務委託

本業務は、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させ、災害に強い森林づくりを目的に、森林所有者に代わり全額公費にて市と森林所有者及び認定林業事業体（松阪飯南森林組合）において10年間の「災害に強い森林づくり協定」に基づき森林の整備や保全を実施する事業である。

森林所有者の同意を得た森林でなければ事業を実施することができないこと、また実施にあたっては、施行区域の所有者から同意を得ている松阪飯南森林組合でなければ業務の遂行はできないことから、松阪飯南森林組合と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結した。

.....

⑥小学校長期休業子どもの居場所づくり事業業務委託

本業務の遂行にあたり支援員の確保が大きな課題である。夏休み・冬休み・春休みといった短期間業務であるため、他の事業者では見積書の提出さえ困難であり、人材の確保が困難であった。その点公益社団法人松阪市シルバー人

<p>.....</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当</p>	<p>材センターは、元教員や元保育士といった放課後児童支援員の有資格者を多数登録しており人材の確保が可能である。</p> <p>また、放課後児童クラブの運営において通年の放課後児童クラブと違い、短期間での保育を円滑に進めるためには支援員と児童との信頼関係が必要不可欠となるため引き続き公益社団法人松阪市シルバー人材センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>⑦中川東部排水機場（No.2 エンジン）点検整備工事</p> <p>中川東部排水機場は嬉野中川新町二丁目ほか4町の66haを排水区域として平成⑦年から平成10年にかけて3台のエンジンポンプを設置運用しており、No.2 エンジンについては、平成7年設置で、設置後29年が経過しており、平成26年度（10年前）にオーバーホールを実施している。</p> <p>今回整備を行うエンジンは三菱重工業（株）製であり、メーカーより保守点検整備に関する施工体制や品質管理が構築されている会社として認められているのは、県内唯一の代理店である三愛物産株式会社三重支店のみとなっており、エンジンに関する修繕作業等についても当該業者にて実施している。</p> <p>その為、メーカーから保守点検整備を一任されていることやエンジン整備後の瑕疵担保責任の範囲が明確で安全・円滑かつ適切な施工が確保できる、三愛物産株式会社三重支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>⑧下新田排水機場施設改修工事</p> <p>下新田排水機場は、平成16年度に設置され、約20年が経過しており、定期的な点検・修繕</p>
--	---

<p>性は十分検討されたい。</p>	<p>を行ってきたが、今回オーバーホールを行い、ポンプの延命化を図る。</p> <p>本工事の施工にあたっては、既設設備の設計、構造及び機能を熟知していること、また、必要となる機器部品等も特定でき、材料の調達が可能にできることが必要不可欠な条件となる。当施設の修繕・メンテナンスは、ポンプメーカーの代理店である「株式会社 アックス三重」が担当しており、当該施設全般の点検や修繕に携わっていることからポンプのオーバーホールに確実な対応ができ、現場状況や知識等に精通しており、工事完了後のメンテナンスの面からも、責任の所在を一元化する必要があることから、株式会社アックス三重と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。</p>
<p>●次回開催日程及び抽出委員について</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回開催日については、令和7年3月25日（火）15：00からとする。</li> <li>・ 抽出委員は伊藤委員とする。</li> </ul>